平成２４年（フ）第４０７号
愛媛県松山市会津町４番17号
債務者　松田　　榮
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薦田　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２１号
福岡県久留米市長門石５丁目８番33―104号、前住所福岡県久留米市国分町1197番地12
債務者　橋爪　増年
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７６号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字柏原１番地27
債務者　今野　祐輔
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１２１号
山形県米沢市大字三沢26100番地の14　県立梓園
債務者　齋藤　朝美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１７０号
茨城県土浦市烏山２丁目530番地200、前住所茨城県土浦市並木５丁目4112番地１　プロムナードクボタＡ201
債務者　佐藤　　達
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７０号
茨城県つくば市北条4033番地
債務者　田口　典子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７７号
茨城県土浦市木田余東台２丁目17番17号
債務者　岡田　善文
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６６８号
埼玉県吉川市大字木売新田８番地　コーポ竹内Ａ－１号、旧住所埼玉県吉川市大字木売新田14番地９
債務者　竹内　美和（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
埼玉県越谷市登戸町29番20号
債務者　足立　　武
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６９８号
埼玉県春日部市備後東４丁目６番63号　グリーンヒルズ302、旧住所奈良県葛城市北花内615番地６　サンライフ新庄北棟102号
債務者　川添　京子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
千葉県富津市川名1599番地の２
債務者　林　真一郎
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２８３号
岡山県倉敷市中島278番地１　サンビレッジ中島Ｂ棟23号
債務者　岩崎　峰子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
岡山県笠岡市大島中6218番地
債務者　福武　円治
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
高知市神田2602番地46
債務者　松本　光平
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２６号
高知市東秦泉寺211番地　山本アパート
債務者　富田美津子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３０号
高知市朝倉南町３番63号　クラウン朝倉502
債務者　森本　剛至
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３５号
高知市唐人町７番４号　アーバンハイツ202
債務者　磯貝　智幸
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
高知地方裁判所破産係